

# 1 ご利用いただける方

次の年金証書をお持ちで、**現在、その年金（老齢年金、遺族年金、障害年金等）の支払いを受けている方**にご利用いただけます。

- ◎厚生年金保険
  - ◎国民年金・厚生年金保険
    - \* 厚生年金基金および企業年金連合会から支払われるものは対象になりません。
    - \* 船員保険の一部は厚生年金とみなされ対象となりますが、平成22年1月以降の事故による船員保険の障害・遺族年金は対象になりません。
  - ◎国民年金
    - \* 無拠出制の老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金基金は対象になりません。
  - ◎労働者災害補償保険
    - \* 石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は対象になりません。
- 各種共済年金および恩給は対象になりません。

**ただし、次の場合はご利用いただけません。**

- ◆生活保護を受給中の場合
- ◆年金担保融資を利用中に生活保護を受給し、平成23年12月1日以降に廃止となった方で、生活保護廃止後5年間を経過していない場合
- ◆特別支給の老齢厚生年金を受給していた方で、65歳時の年金決定手続き期間中の場合
- ◆現況届または定期報告書が、未提出または提出遅延の場合
- ◆年金の支給が全額停止されている場合
- ◆同一の年金で借入金残高がある場合（**ご返済途中に追加借入はできません**）
- ◆融資金の用途が投機性の高い場合（ギャンブル等）もしくは公序良俗に反する場合、またはお客さまご本人の利益に明らかに反する場合
- ◆反社会的勢力に該当する方、反社会的勢力と関係を有する方または反社会的勢力に類する行為を行う方
- ◆その他、独立行政法人福祉医療機構の定めによる場合

# 2 ご融資の条件

## 融資額

必要とする額を限度とし、次の**3つの要件を満たす額**の範囲内となります。「借入申込書」には資金の必要性等の確認のため、資金用途をご記入いただきます。

- 10万円～250万円の範囲内（1万円単位。ただし、資金用途により上限が100万円となる場合があります。）
- 受給している年金の年額（所得税額に相当する額を除く。）以内
- 1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額をおおむね2年6ヵ月以内でご返済していただくこととなります。）

## 返済方法

- ご返済は、当機構がお客さまの年金を年金支給機関から直接受け取ることによって行われます。
- 年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、お客さまが指定した額（定額返済額・1万円単位）を返済に充てることとなります。
- 定額返済額の上限は1回あたりの年金支給額の1/2以下とし、下限は1万円とします。
- 年金支給額から定額返済額を差し引いた金額を「返済剰余金」としてお客さまの指定した預金口座にお振込みします。
- ご返済の開始は融資日の属する月の翌々月以降の偶数月に支払われる年金からとなります。
- 奇数月に年金が支給される場合は返済に充てず、全額を返済剰余金としてお客さまの指定預金口座へお振込みします。
- 偶数月に年金の支給がないことにより返済が行われなかった場合、次回の偶数月においては当月分の定額返済額のみを返済に充てるため、返済の終了時期が延びることとなります。

## 利率

借入申込時の利率がご返済期間中適用されます（固定金利方式）。

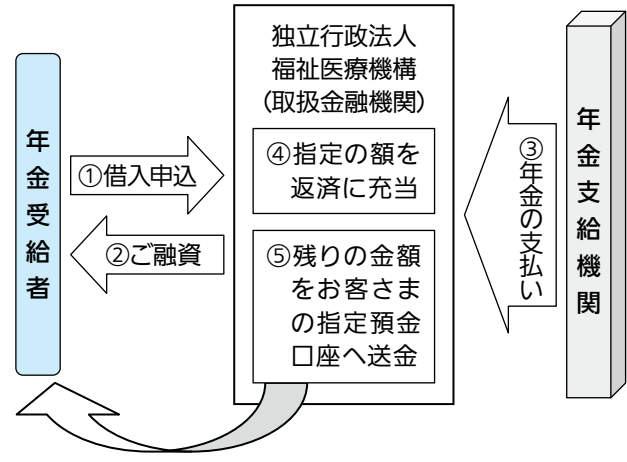
- 年金担保融資：年1.6%
  - 労災年金担保融資：年0.9%
- ※利率は平成26年4月1日現在のものであり、金融情勢等により変更となる場合がありますので、取扱金融機関にご確認ください。

## 担保

「**年金の受給権**」が担保となります。  
年金証書は借入申込時に取扱金融機関でお預かりし、引換えに「**年金証書預り証**」をお渡しいたします。

## 連帯保証人

連帯保証人（審査基準あり）が必要となります。なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）もあります。ご利用については取扱金融機関にご確認ください。



**借入後に「指定預金口座」の変更・解約はできませんので、十分ご注意ください。**

# 《ご返済中の留意事項》

## 保険料等の納付について

介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険の保険料（税）および個人住民税を年金から直接差し引く方法で納めていた方は、介護保険法等の定めにより、ご返済期間中は市町村にご自身で各保険料等をお支払いいただくこととなります。

## 任意繰上返済について

年金担保融資を受けた後にやむを得ない事情により融資残高を任意に繰り上げて一括返済される場合は、毎月20日（金融機関の休日にあたる場合は翌日以降に到来する最初の営業日）に行うことができます。  
なお、繰上返済した月の翌月が年金支給月（偶数月）の場合、繰上返済による剰余金の支払日は事務処理の都合上、当機構が別途指定する日となり、翌月の年金支給日には年金の全額を受け取れませんので、ご了承ください。

## 条件変更について

年金担保融資を受けた後にやむを得ない事情により生活困窮に陥り返済困難となった場合に、貸付条件の変更申請ができます。貸付条件変更の申請に対する承認は、返済期間中1回に限ります。また、貸付条件変更後の任意繰上返済はできませんので、ご注意ください。

## 3 借入申込に必要な書類等

### ①借入申込書(年金担保)

取扱金融機関にて用意しています。

※借入申込額に応じて印紙税法で定められた収入印紙が必要となります。

### ②年金証書

### ③現在の年金支給額を証明する書類

次のうち、いずれか1つ最も新しいもの。

厚生年金保険、国民年金
年金振込通知書
年金額改定通知書
年金決定通知書
年金決定通知書・支給額変更通知書
国民年金(基礎年金)の支払いに関する通知書
年金送金通知書
年金支払通知書

※融資額の算定では年金支給額から所得税相当額を除きます。

労働者災害補償保険
年金等振込通知書または年金等送金通知書
支給決定通知書
変更決定通知書
スライド等による変更決定通知書

※労働者災害補償保険についての上記通知を紛失した場合は、取扱金融機関にお申出ください。

### ④実印および印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

### ⑤ご本人確認書類

次の写真付証明書のうち、いずれか1つをご提示いただき、確認記録の必要から、お客さまのご了解のもとで写しをいただきます。

ご本人確認書類
運転免許証(小型船舶操縦免許証を含む)
パスポート
障害者手帳・療育手帳(写真付)
住民基本台帳カード(写真付)

◎受付の際は、お客さまのお名前とご住所について「印鑑証明書」、「ご本人確認書類」、「現在の年金支給額を証明する書類」の3点が一致していることを確認します。

### 連帯保証人をたててお申込みの場合 連帯保証人となる方の必要書類

- ・実印および印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
- ・ご本人確認書類(上記と同じ)
- ・借入申込者との続柄がわかる書類(住民票等)
- ・収入を証する書類(所得税源泉徴収票、確定申告書(控)等)

※連帯保証人については審査基準があります。

※お申込みに際しては、連帯保証人となる方も借入申込者と一緒にご来店いただきます。

多重債務などの主な相談窓口		
法テラス Tel 0570-078374 (法的トラブル解決のための公的な総合案内所)		
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会		
東京センター Tel 03-3226-0121	仙台センター Tel 022-217-4014	新潟センター Tel 025-248-3311
静岡センター Tel 054-275-5511	名古屋センター Tel 052-957-1211	広島センター Tel 082-511-8001
福岡センター Tel 092-739-8104	福島相談室 Tel 0570-001315	金沢相談室 Tel 0570-045511
高松相談室 Tel 0570-051145	熊本相談室 Tel 0570-090304	沖縄相談室 Tel 0570-012101
各地域の消費生活センターの相談窓口 (お住まいの都道府県または市町村にお尋ねください。)		
各地域の弁護士会の法律相談窓口		
各地域の司法書士会の総合相談センター		

## 4 お申込みからご融資までのながれ

### お申込みからご融資までの期間

取扱金融機関でのお申込み締切日(原則として月3回)からご融資までの期間は、おおむね3~4週間程度です。ご融資のスケジュールは取扱金融機関にご確認ください。

### 融資決定のお知らせ

原則として、ご融資日の数日前から取扱金融機関よりお客さまご本人あてに電話連絡いたします。また、ご本人に連絡が取れない場合には、「不在時の連絡先」にも連絡する場合がありますので、ご了承ください。

### 融資の実行

融資金はお申込時に指定された預金口座に振り込まれます。

※融資金及び返済剰余金・完済時の剰余金の指定預金口座への振込手続きにある程度の時間を要する場合があります。入金時間は指定できませんので、ご了承願います。

### WAM 独立行政法人福祉医療機構

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13  
ヒューリック神谷町ビル10階

電話 03-3438-0224(年金貸付課)  
>おかけ間違いのないようお願いいたします。

当機構ホームページにおいてもご融資の概要、スケジュールを掲載しています。

HPアドレス <http://hp.wam.go.jp/>  
⇒「年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業」をクリック。

このリーフレットではご融資の概要をごあんないしております。ご利用の際は契約内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

## 公的年金担保融資のごあんない (平成26年度版)

### この公的年金担保融資は

厚生年金保険、国民年金または労働者災害補償保険の年金を受給している方が、医療、住宅改修、冠婚葬祭等の支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただける融資制度です。

### お申込みは

「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関(年金を受け取られている金融機関)にて承ります。ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等では取り扱っていませんので、ご注意ください。また、当機構(本部および大阪支店)でのお申込みはできません。

### ご融資後は

当機構が年金を年金支給機関から直接受け取り、返済に充当します。返済が終了するまで、年金額の一部を受け取ることができなくなりますので、その間の生活に支障がないか十分ご検討のうえ、お申込みください。

### 無理なくご利用いただくために

ローンやクレジットなどの複数の債務(多重債務)があり、返済にお困りの方は、年金担保融資をご利用の前に、各専門機関の相談窓口(7ページに掲載)でご相談されることをお勧めいたします。

厚生年金保険、国民年金または労働者災害補償保険の年金を担保に融資を行うことは禁止されていますが、当機構が行う公的年金担保融資制度は法律で唯一これらの年金を担保に融資を行うことが認められています。

WAM 独立行政法人福祉医療機構